

て暹羅国の船隻より情報を得たのは宣徳五年の末から六年は  
じめのこととなる。つまり注(一)の南者結制等が暹羅より  
帰国してのちまもなく官買の事情に変化があったので、ここ  
では「管事を立つるは已に訖る」という表現であるが、〔四〇  
一・二〕には明確に述べられている。その後宣徳七年(一四三  
二)より六年間、琉球は暹羅に毎年順調に船を出している。

1-40-12  
琉球国中山王より暹羅国あて、暹羅国より官買中止の咨を受  
け、由南結制等を遣わしてその実行を請う咨

(一四三二、九、九)

琉球国中山王、酬謝の事の為にす。

近ごろ貴国の咨文を准く。内に開すに、備に本国の咨文の事理  
を准けて官買を免行し、自ら兩平に貿易を行うを寛容す、とあり。  
及び珍賂を回恵し来使に順付して国に到れば、領受するを除く外、  
前事を参して理として合に通行すべし。

今、正使由南結制等を遣わし、礼物を齎送し、恭字号海船一隻  
に坐駕し貴国に前詣して奉献せしめ、少しく酬謝の誠を伸ぶ。容  
納すれば万幸なり。今、差去する人船の装載する磁器等の物は、  
煩為わくは四海一家もて念と為して去年の事例に照依し、官買を  
免行し自ら胡椒・蘇木等の貨を収買するを行うを容令せんことを。  
早やかに回国せしむれば、応に大明の御前に進貢するに備うべく、

誠に便益と為さん。今、酬謝の礼物を將て開具す。咨して施行を  
請う。

今開す

官段五匹 青素段二十四

摺紙扇三十把 腰刀五把

青盤二十個 小青盤四百個

小青碗二千個 硫黄三千斤 二千五百斤小と官報す

右、暹羅国に咨す

宣徳七年(一四三二)九月初九日

酬謝等の事 通事鄭智を差わす

咨

注(一) 貴国の咨文 官買を中止することを知らせるこの暹羅国の咨

は「歴代宝案」にない。

(2) 本国の咨文 〔四〇一一〕。

(3) 来使 〔四〇一一〕を持って行った郭伯茲每等をさす。

(4) 二千五百斤小 ここでは二千五百斤大、または二千五百斤正  
とあるべきで、いずれかの誤記であろう。